

いたばし good balance 会社賞 2023

ワーク・ライフ・バランス推進企業を募集します

仕事・生活の調和の推進や、多様な人材活用に取り組む中小企業などを表彰します。※書類審査・会社訪問を経て、審査会で決定。

▶表彰企業のメリット

- 「広報いたばし」・区ホームページ・情報誌などで、表彰企業・取組事例を紹介し
- 総合評価方式による入札で、加点対象になります
- 区産業融資の利子補給割合を加算します
- 区ホームページのバナー広告に無料で3か月間掲載できます

▶対象=次の全ての要件を満たす企業

- 区内に本社または主たる事業所がある
- 常時雇用する従業員が300人以下である
- 労働関係法令などを遵守している
- 事業の業態が公序良俗に反していない

▶応募書類の配布場所=区ホームページ▶申込=5月1日(月)~31日(水)に、必要書類をEメールで、男女社会参画課

男女平等推進係 j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp

問 合

男女社会参画課男女平等推進係 ☎3579-2486

町会・自治会に加入しませんか

区民のみなさんが自主的に組織・運営する団体で、区内には約200の町会・自治会があります。安心・安全なまちをめざして、地域の課題解決に取り組んでいます。

加入方法

町会・自治会への加入を希望する場合は、板橋区町会連合会ホームページをご覧ください。



町会・自治会の活動

地域の防犯・美化活動、防災訓練・まつりなどの実施、子ども・障がいがある方・高齢者の見守り活動など



問 合

地域振興課地域振興係 ☎3579-2163、
担当地域(区ホームページ参照)の地域センター

国民年金

学生納付特例の申請はお済みですか

保険料の支払いが困難で、納付猶予を希望する学生は、早めの申請をお願いします。

なお、令和4年度に承認されていて、5年度も在学予定の方には、4月上旬に日本年金機構から申請書をお送りしましたので、継続希望の場合はご返送ください(4年度と同一校に限る)。申請書が届かない場合や学校が変わった場合などは、国保年金課(区役所2階②窓口)で手続きをお願いします。

▶対象=大学(大学院を含む)・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校その他の教育施設の一部(いずれも夜間・通信教育を含む)に在学し、令和4年中の本人(扶養親族がいない)の所得が128万円以下の方※対象外の学校あり

さかのぼって申請できます

学生納付特例は、2年1か月前までの未納期間に限り、さかのぼって申請できます。学生証では在学期間がわからない場合や、学生証の有効期限が切れている場合などは、在学期間証明書をお持ちください。

保険料を追納できます

学生納付特例の承認期間分の保険料は、10年以内であれば追納できます。ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降は、加算金が発生します。なお、追納期間に応じて、老齢基礎年金の受給額が増額します。

【いずれも】

※申請方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶問=国保年金課国民年金係 ☎3579-2431

お知らせ

「2023いたばし学習・スポーツガイド(春夏号)」をご活用ください

区が9月までに実施する事業を「文化・教養」「健康とくらし」「ボランティア」などの分野ごとに紹介する冊子です。

▶設置場所=生涯学習課(区役所6階⑮窓口)・各地域センター・各区分事務所・各健康福祉センター・区ホームページなど▶問=生涯学習課社会教育推進係 ☎3579-2633



「板橋区の統計(令和4年)」を作成しました

区の人口・産業などの基本的な統計資料を掲載しています。

▶閲覧場所=区政資料室(区役所1階⑦窓口)・区立各図書館・区ホームページ▶問=総務課統計係 ☎3579-2057

建築物などの定期調査・検査報告をお願いします

令和5年度に、定期調査・検査報告が必要な建築物などは、表のとおりです。いずれも有資格者による調査・検査報告が義務付けられています。

▶問

- 各対象について…各団体
- 制度全般について…板橋区建築指導課設備審査係 ☎3579-2577

募集

農業委員会委員

▶募集人数=12人▶任期=7月20日(木)から3年間※対象など詳しくは、募集要領をご覧ください▶募集要領などの配布場所=赤塚支所・区ホームページ▶申込・問=5月15日(必着)まで、必要書類を直接または郵送で、赤塚支所都市農業係(〒175-0092赤塚6-38-1) ☎3938-5114

表 定期調査・検査報告対象

対象	用途	報告時期	問
建築物 (特定建築物)	劇場・映画館・演芸場・旅館・ホテル	11月~来年1月※ 毎年報告する義務あり	(公財)東京都防災・ 建築まちづくりセン ター ☎5989-1929
	観覧場(屋外観覧場を除く)・公会堂・集会場		
	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗など		
	●百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗など(毎年報告のものを除く) ●展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊 技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店 ●複合用途建築物(共同住宅などの複合用途・事務所などを除く) ●事務所その他これに類するもの	5月~10月※3年 ごとに報告する義務あり	
防火設備	随時閉鎖または作動できるもの(防火ダンパーを除く)		(公財)東京都防災・ 建築まちづくりセン ター ☎5989-1937
建築設備	換気設備(自然換気設備を除く)	前年の報告日の翌 日から起算して1 年を経過する日ま で※毎年報告する 義務あり	(一財)日本建築設 備・昇降機センター ☎3591-2421
	排煙設備(排煙機または送風機を有するもの)		
	非常用の照明装置		
	給水設備・排水設備(給水タンクなどを設けるもの)		
昇降機	エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く)		(一社)東京都昇降機 安全協議会 ☎6304- 2225
	エスカレーター		
	小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)		

緑と公園の推進会議委員

▶募集人数=若干名▶任期=令和5年6月~7年3月▶対象=区内在住・在勤・在学で、区役所・オンラインで行う会議(年4回程度)に出席できる方▶選考=書類・作文▶申込・問=5月12日(必着)まで、作文「緑を活かすまちづくりへの提案」または「公園を活用するためのアイデア」(いずれも800字程度)と、別紙に申込記入例(4面)の項目、職業、性別、応募動機、区のほかの会議での委員歴を明記のうえ、直接または郵送・Eメールで、みどり公園課みどり計画係(区役所5階②窓口、〒173-8501) ☎3579-2525 d-koen@city.itabashi.tokyo.jp



傍聴

高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会

▶とき=4月28日(金)18時~20時▶ところ=災害対策室(区役所4階)▶内容=次期計画の策定に向けた検討など▶定員=20人(申込順)▶申込・問=4月17日(月)朝9時から、電話で、介護保険課管理相談係 ☎3579-2357



休みます

男女平等推進センター

▶とき=4月24日(月)※施設点検のため▶問=男女平等推進センター ☎3579-2790